

参考：北海道HPより

公拡法第4条による届出が必要な地域

	都市計画区域内			都市計画区域外
	市街化区域	市街化調整区域	非線引き区域	
① 都市計画施設 ※土地区画整理事業除く	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上
② 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの 道路の区域内の土地、 都市公園を設置すべき区域内の土地 河川予定地として指定された土地 等 ※土地区画整理事業除く	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	
③ 土地区画整理促進区域内の土地区画整理事業	200㎡以上	届出不要	届出不要	届出不要
④ 住宅街区整備事業施行区域内の土地	200㎡以上	届出不要	200㎡以上	届出不要
⑤ 生産緑地地区の区域内の土地	200㎡以上	届出不要	届出不要	届出不要
⑥-1 ①～⑤以外の市街化区域	5,000㎡以上			
⑥-2 ①～⑤以外の大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に定める重点地域	5,000㎡以上	届出不要	5,000㎡以上	届出不要
⑥-3 ①～⑥-2以外の都市計画区域内の土地	届出不要	届出不要	10,000㎡以上	

※ 市の区域内にあっては、当該市の条例により①～⑤の「200㎡以上」が100㎡以上まで引き下げられている可能性があるため、市の公拡法担当窓口にお問い合わせください。

※市街化調整区域内に所在する土地は、面積10,000平方メートル以上を有償譲渡しようとするときには従来届出が必要でしたが、公拡法の一部改正（平成18年8月30日施行）により、不要となりました。